

## 2020年人事院「勧告」について（談話）

2020年10月28日

日本医療労働組合連合会

書記長 森田 進

人事院は10月28日、国会と内閣に対し、職員の給与（月例給）に関する報告を行った。月例給の据え置きを求めるのは7年ぶりである。月例給の改定勧告を行わなかった理由として人事院は、民間給与実態調査により民間給与と比較したところ、公務員の給与が0.04%（164円）上回ったが、較差が極めて小さく、改定の必要はないと判断したとしている。しかし、今回の月例給に関する報告に先駆け、10月7日には国家公務員の一時金に該当する特別給の支給月数を年間0.05ヶ月引き下げる報告を行っており、月例給が据え置きとなれば、新型コロナ感染拡大に対峙して、国民のいのちと健康を必死に守っている公務労働者の奮闘に対して「賃下げ」という冷や水を浴びせるものであり、強く抗議する。

新型コロナウイルス禍から国民のいのちと健康を守るために、昼夜を分かたず奮闘する公立病院や保健所など地方公務員への影響が生じるほか、人事院勧告に準拠する施設も多い医療・介護労働者への影響も深刻であり、その規模は夏期一時金を引き下げられた労働者の数をさらに上回ることが懸念される。

コロナ禍から経済を立て直すためには、労働者の賃上げと安定した雇用の拡大こそが必要であり、公務員のベースアップ停止は、今後民間にも波及し、コロナ禍からの経済回復にとっても強い悪影響を及ぼすものであることを指摘する。

日本医労連は、この間、全労連・春闘共闘や公務労組連絡会とともに、賃上げ・内需拡大による景気回復、医療・介護・福祉労働者の賃金・労働条件の抜本改善等を求めて職場・地域で運動を展開してきた。民間労働者にも大きな影響を及ぼす公務労働者の処遇改善と、医療・介護・福祉労働者の生活と権利を守る要求を掲げて、さらなる運動の前進をめざすとともに、コロナ禍を経て明らかになった日本の医療・介護などの脆弱性を抜本的に改善させ、社会保障の拡充にむけ、共同を広げ、引き続き奮闘する決意である。

以上